

手続きに必要な提出書類一覧

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事項	様式	提出書類	備考
貸付を申請するとき	第1号様式	保育士修学資金 貸付申請書	その他、必要書類を添付。貸付審査後、貸付対象者には契約書を送付します。
	第2号様式	推薦状	
	—	在学証明書	
	—	成績証明書 ※中高年離職者等は、就学意欲・就労意思確認書、職務経歴書	
	—	住民票（世帯全員の写し）	
	—	所得証明書（世帯全員）	
貸付が決定したとき	第3号様式	保育士修学資金 貸付契約書	貸付契約書は県社協、借受人、連帯保証人でそれぞれ1通保管します。連帯保証人は実印を押印してください。
	—	印鑑登録証明書（連帯保証人）	
	第4号様式	振込口座（申込・変更）申請書	
	第5号様式	保育士修学資金貸付に伴う個人情報取扱（同意書）	
貸付年度の翌年度以降も在学しているとき	第7号様式	履修証明書	進級した際、4月中旬までに県社協へ提出。
	—	在学証明書	

(2) 貸付の決定後、変更がある場合、又は貸付が解除になった場合に提出するもの

事項	様式	提出書類	備考
養成施設に修学している者及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	第6号様式	異動届	戸籍抄本、住民票等変更内容確認できる書類添付。（発行後、3ヶ月以内の写し）
休学・転学・停学等	第15号様式	保育士修学資金 貸付停止・再開・辞退届	貸付を停止します。
復学したとき			貸付を再開します。
			理由により貸付期間を延長します。
退学したとき	第15号様式	保育士修学資金 貸付停止・再開・辞退届	返還計画通知書を送付しますので、返還計画に基づき返還を開始していただきます。
貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	第16号様式	保育士修学資金 返還計画	
死亡したとき	第6号様式	異動届	死亡診断書等事実確認できる書類添付。
	第16号様式	保育士修学資金 返還計画	

【卒業後】

(1)必ず提出しなければならないもの

事 項	様式	提出書類	備 考
卒業(貸付終了)するとき	第8号様式	卒業届	4月中旬までに提出。
借受人及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	第6号様式	異動届	戸籍抄本、住民票等変更内容確認できる書類添付。 (発行後、3ヶ月以内の写し)

(2)返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	様式	提出書類	備 考
指定施設で保育業務に従事したとき	第9号様式	資格取得届	保育士登録通知書の写しを添付し、4月中旬までに提出。 保育士証が届き次第、6月中旬までに写しを提出。
	第10号様式	業務従事届	返還猶予期間中は、毎年4月中旬までに提出。
	第13号様式	保育士修学資金 返還猶予申請書	県社協は返還猶予の可否を通知します。
災害・疾病等により業務に従事できないとき	第13号様式	保育士修学資金 返還猶予申請書	医師の診断書、罹災証明書等を添付。

(3)返還猶予の事由に変更があった場合、又は返還免除申請に提出するもの

事 項	様式	提出書類	備 考
業務従事先を変更したとき	第12号様式	業務従事先変更届	
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき(一部免除の申請をするとき)	第14号様式	保育士修学資金 返還免除申請書	県内の指定施設で2年以上保育業務に従事した場合、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	第6号様式	異動届	
	第11号様式	業務従事期間証明書	
貸付条件に定める業務に一定期間以上勤務したとき(修学資金の返還免除に該当する場合)	第14号様式	保育士修学資金 返還免除申請書	県社協は返還免除の可否を申請者に通知します。
	第11号様式	業務従事期間証明書	

(4)返還に至った場合、提出するもの

事 項	様式	提出書類	備 考
返還するとき	第16号様式	保育士修学資金 返還計画	返還計画通知書を送付しますので、返還計画に基づき返還を開始していただきます。